



JASDAQ

平成26年5月9日

各 位

会 社 名 システムズ・デザイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 隈元 裕
(コード：3766、東証JASDAQ)
問合せ先 取締役 岡本 芳明
電 話 03-5300-7800

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月24日開催予定の第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）および第40条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日	平成26年6月24日（予定）

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 30 条～第 38 条 (条文省略)	第 31 条～第 39 条 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 39 条～第 46 条 (条文省略)	第 41 条～第 48 条 (現行どおり)

以 上